

令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、全ての公共施設を対象に3年から5年毎に使用料の見直しを行っております。

逢坂市民運動広場については、平成26年4月の改定から、5年以上が経っていることから、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

| ○逢坂市民運動広場使用料 | | | | (単位:円) | | | |
|-------------------|---------|--------|-----|--------|---------|--------|---------|
| 室名 | 使用区分 | | | 市民の方 | | 市民以外の方 | |
| | | | | 現行 | 改定後 | 現行 | 改定後 |
| | | | | | R1.10.1 | | R1.10.1 |
| グラウンド (テニスコート) | スポーツで利用 | 9時~17時 | 2時間 | 0 | 0 | 210 | 210 |
| | 上記以外 | | | 830 | 850 | 830 | 850 |

【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855